

大津市告示第262号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年11月29日

大津市長 越 直美

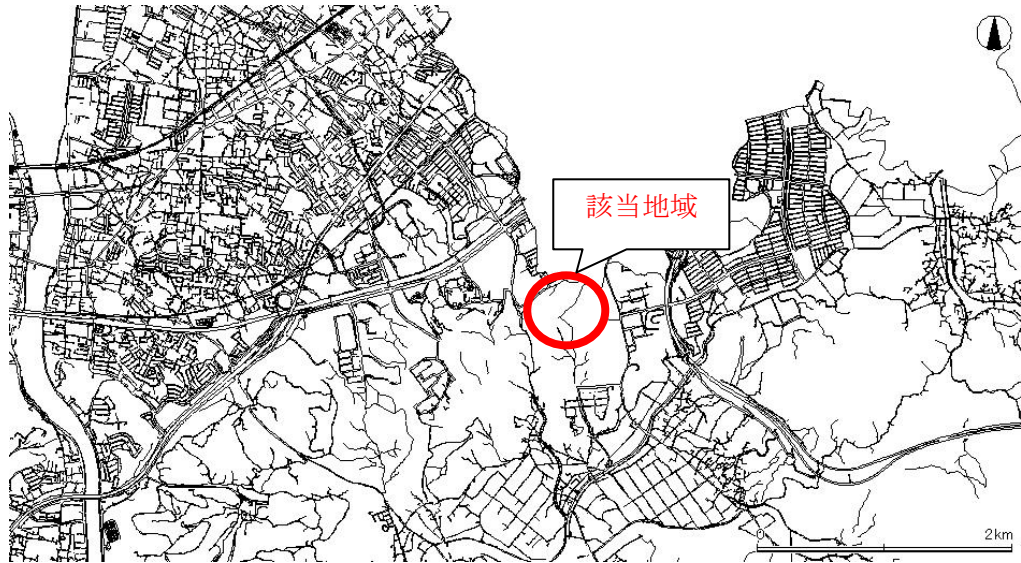
- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 平成29年11月29日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課

大津市景観計画の変更について

大津市景観計画を次のように変更する。

変更箇所

大津市上田上中野町



変更内容

上記該当地域（約11.4ha、詳細は別紙）の景観区の変更

変更前：低層住宅地景観区 ⇒ 変更後：近隣商業地景観区

変更理由

都市計画の用途地域の変更に伴い、景観法上の規制誘導との整合を図り、総合的な計画推進に寄与し、良好な景観形成の指導・誘導を適正に行うために、景観区を変更するものである。



大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	上田上中野町
図面名	計画図（変更前）		



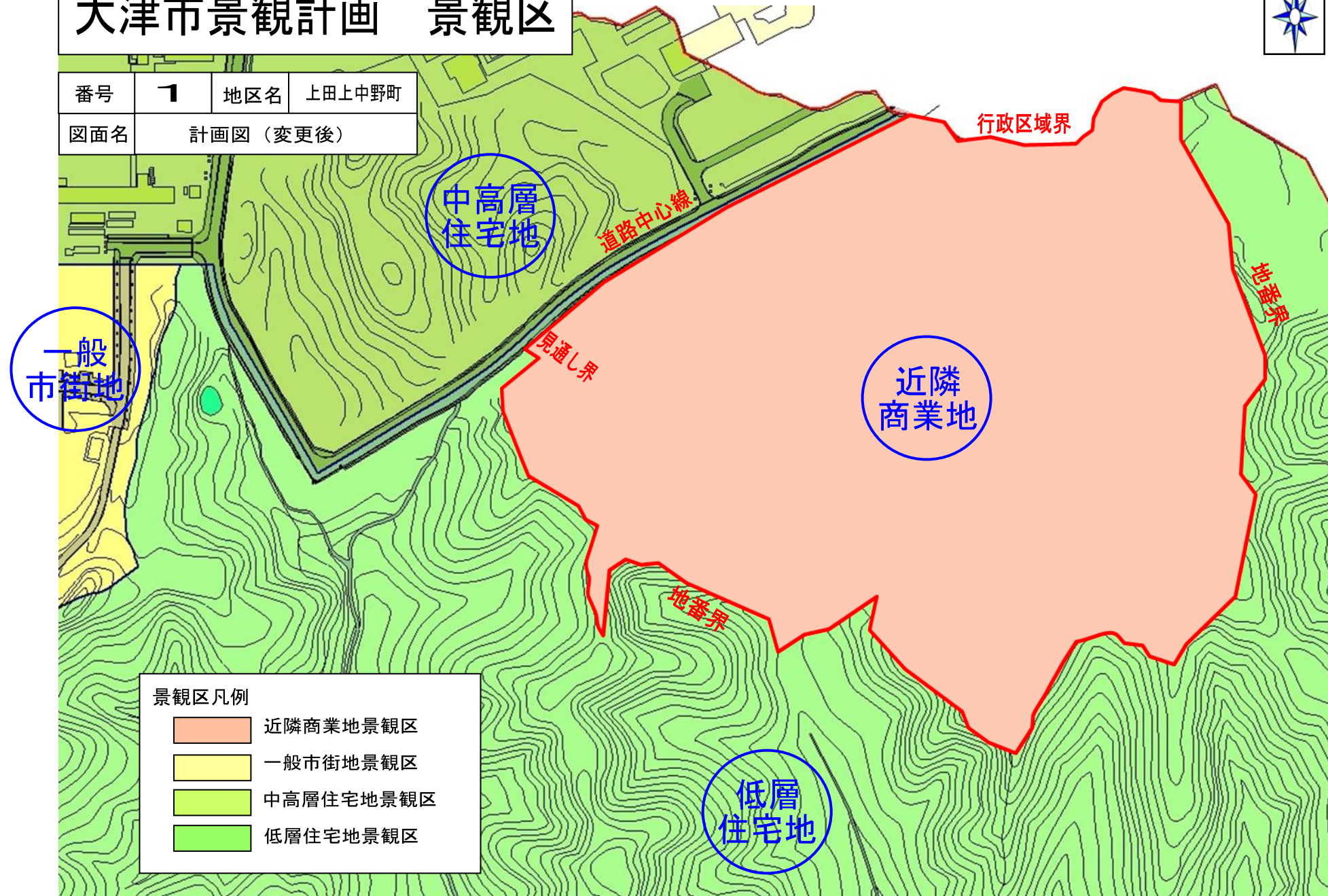
景観区凡例

	一般市街地景観区
	中高層住宅地景観区
	低層住宅地景観区



大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	上田上中野町
図面名	計画図（変更後）		



景観区凡例

	近隣商業地景観区
	一般市街地景観区
	中高層住宅地景観区
	低層住宅地景観区